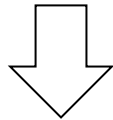


「特定創業支援事業を受けたことの証明書」発行までの流れ

1 特定創業支援事業を受講してください。

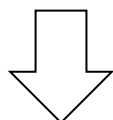
※ 特定創業支援事業とは、市区町村又は認定連携創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識が全て身につく事業を言います。

射水市は射水商工会議所及び射水市商工会を認定連携創業支援事業者としており、「創業塾（商工会議所）」「とやまエキスパートバンク（商工会議所）」「創業塾（商工会）」「専門家派遣等（商工会）」を特定創業支援事業としています。

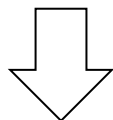


2 所定の回数受講後、市または認定連携創業支援事業者に下記書類を提出してください。（様式はホームページからダウンロードできます。）

- (1) 「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 7 条第 1 項の規定による証明に関する申請書」
- (2) 「特定創業支援事業に係る個人情報の提供に関する同意書」



3 市が認定連携創業支援事業者に特定創業支援事業を実施したことを確認します。



4 確認後、市が証明書を発行します。

※ 2～4 までは概ね 2 週間かかります。